2026 年 11 月 10 日

各　位

会 社 名　株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス
代表者名　取締役社長　　村上　英之
（コード番号7189　東証プライム市場、福証）
問合せ先　経営企画部長　　出島　大
（TEL 092 - 476 - 5050）

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について、下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

記

１．株式分割の概要

（１）分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

（２）分割の方法

2027 年３月 31 日（水）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を１株につき３株の割合をもって分割します。

なお、今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

（３）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	146,391,055 株
今回の分割により増加する株式数	292,782,110 株
株式分割後の発行済株式総数	439,173,165 株
株式分割後の発行可能株式総数	900,000,000 株

（４）分割の日程

基準日公告日（予定）	2027 年３月 12 日（金）
基準日	2027 年３月 31 日（水）
効力発生日	2027 年４月　１日（木）

（５）配当について

今回の株式分割は、2027 年４月１日（木）を効力発生日としますので、2027 年３月 31 日（水）を基準日とする 2027 年３月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施します。

２．株式分割に伴う定款の一部変更

（１）変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第２項の規定に基づき、2027 年４月１日（木）をもって当社定款第６条に定める発行可能株式総数を変更します。

（２）変更の内容

（下線＿は変更部分を示します。）

変更前（現行定款）	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ３億株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ９億株とする。

（３）変更の日程

取締役会決議日	2026 年 11 月 10 日（火）
効力発生日	2027 年　４月　１日（木）

以　上

【ご参考】株式分割に関するよくあるご質問

Ｑ１．株式分割を行う目的は何ですか。

Ａ１．当社株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

（例）株式分割前の当社株価が 4,200 円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額：4,200 円（株価）×100 株（単元株式数）＝420,000 円

株式分割後の最低投資金額：1,400 円（株価）×100 株（単元株式数）＝140,000 円

Ｑ２．保有する株式の資産価値に影響はありますか。

Ａ２．株式分割の前後で、当社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主の皆さまの保有株式の資産価値が変わるものではありません。保有株式数は、３倍に増加しますが、１株当たりの純資産額は３分の１になります。

Ｑ３．所有する株式数が増加するので、受け取る配当金も増加しますか。

Ａ３．株式分割の前後で、2027 年４月１日（木）の株式分割以降のご所有の株式数は３倍になりますが、１株当たりの配当金は分割比率（１：３）を考慮して決定しますので、株式分割が配当金に影響を与えることはありません。

Ｑ４．株主は何か手続きが必要ですか。

Ａ４．株主さまが当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Ｑ５．株式の売買停止期間はありますか。

Ａ５．売買停止期間はございません。ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は、2027 年３月 29 日（月）までとなります。2027 年３月 30 日(火)からは､株式分割の効果が反映されたものでのお取引となります。

【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：９：00～17：00（土・日・祝日および 12/31～１/３を除く）

以　上